○特殊車両通行許可申請要領について

１．手続きについて

道路法では、一定の規格（以下、「一般制限値」という。）を超えた車両が公道を通行するには、特殊車両通行許可が必要となり、道路管理者へ申請が必要となります。

車両制限令についての基準（抜粋）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車両の諸元 | | 一般的制限値 |
| 幅 | | ２．５メートル |
| 長さ | | １２メートル |
| 高さ | | ３．８メートル |
| 重さ  隣 | 総重量 | ２０トン |
| 軸重 | １０トン |
| 隣り合う車軸の軸距が１．８ｍ未満：１８トン |
| 隣接軸重 | 隣り合う車軸の軸距が１．３ｍ以上、かつ隣り合う車軸の軸距がいずれも９．５以下：１９トン |
|  | 隣り合う車軸の軸距が１．８ｍ以上：２０トン |
| 輪荷重 | ５トン |
| 最小回転半径 | | １２メートル |

〔注意事項〕作業機械を含む車幅が２．５ｍ以内のトラクタについては、特殊車両通行許可は不要です。

２．申請窓口

玉川村内の村道のみを通行する場合は、役場地域整備課へ申請してください。村道以外に県道及び国道を通行する場合は、下記のとおり申請窓口が異なります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 通行する道路 | 申請先 | 電話 |
| 村道のみ | 玉川村  地域整備課 | ０２４７－５７－４６２６ |
| 村道と県道 | 福島県県中建設事務所  行政課 | ０２４－９３５－１３２９ |
| 村道と国道 | 国土交通省郡山国道事務所  管理課 | ０２４－９４６－０３３３ |
| 村道と県道と国道 | 国土交通省郡山国道事務所  管理課 | ０２４－９４６－０３３３ |

〔注意事項〕他の道路の横断のみが含まれる場合は、当該横断道路を「通行する道路」とはみなしません。

例）村道の通行経路に、県道、国道を横断のみの場合は「村道のみ」となります。

３．必要書類

村道のみを通行する場合の申請書類となります。県道、国道を通行する場合につきましては、申請書類が異なりますので、所管道路管理者へお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 必要書類 | 適用 | 部数 |
| 申請書（様式第１） | 玉川村地域整備課窓口または、  村ホームページにて掲載 | １部 |
| 標識交付証明書の写し又は自動車検査証の写し、もしくは  車両諸元記載のカタログ | ※ | 車両ごとに１部 |
| 別記様式１ | 車両内訳書 | ２部(車両１台のみの場合は提出不要) |
| 別記様式２ | 車両諸元に関する説明書 | ２部(車両１台のみの場合は提出不要) |
| 経路図 | 通行する経路図 | ２部 |

※〔注意事項〕農耕トラクタまたは小型車の場合は、標識交付証明書の写し、もしくは車両諸元記載のカタログ、大型特殊車両の場合は自動車検査証の写しを提出してください。

４．手数料

通行経路が 村道 のみである場合は、手数料は 無料となります 。通行経路が複数の道路管理者 にわたる 場合に、手数料が必要となります。 手数料につきましては申請先へお問い合わせください。

５．許可期間

最大２年以内となります。２年以上継続して通行する場合は２年毎に許可更新が必要となります。（通行経路が一定し、これらの経路を反復継続して通行する場合のみ）